

天神山自治会規約

第1章 総則

<名称及び事務所>

第1条 本団体は、天神山地区自治会（以下「本会」という。）と称し、その事務所は春日市天神山1丁目53番地（天神山コミュニティ供用施設内）に置く。

<区域>

第2条 本会の区域は、春日市地区設置規則（平成11年規則第2号）第2条に定める天神山地区の区域とする。

<会員>

第3条

- 1 本会の会員（以下「会員」という。）は、第2条の区域に居住する者、事業所又は団体の事務所等を置く者（以下「事業所等」という。）及び固定資産を有する者（以下「所有者」という。）のうち、本会の理念及び目的に賛同し、本会に入会した者をもって構成する。
- 2 会員は、全て平等の権利と義務を有する。

<理念>

第4条 本会は、次条に定める目的を希求する、不偏不党かつ非営利の団体である。

<目的>

第5条 本会の目的は、次のとおりとする。

- (1) 会員が、明るく、安心して生活することができるまちを創造すること。
- (2) 会員が、心豊かな暮らしを実感することができるよう、これを支援すること。
- (3) 会員が、共に支え合い、見守り合うことができる関係を構築すること。

<事業>

第6条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業（以下「事業」という。）を行うものとする。

- (1) 市、関係機関、学校及び関係団体との連携を図るための事業。
- (2) 情報を提供し、又は収集するための事業。
- (3) 防犯、防災、交通安全その他の安全安心を確保するための事業。
- (4) 子育て家庭を支援し、青少年を健全に育成するための事業。
- (5) 高齢者の見守りその他の福祉と健康を推進するための事業。
- (6) ごみ減量、リサイクルその他の環境保全及び環境改善のための事業。
- (7) 会員相互の交流を促進するための事業。
- (8) 生涯学習を推進するための事業。

- (9) 本会の財産を管理するための事業。
- (10) 指定管理者として天神山コミュニティ供用施設を管理する事業。
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 入会、退会及び会費

<入会>

第7条

- 1 本会に入会しようとする者は、天神山地区自治会規約実施規程（以下「実施規程」という。）に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。
- 2 本会は、前項の入会申込書の提出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

<退会>

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとする。

- (1) 第3条第1項に規定する会員の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 実施規程に定める退会申込書を会長に提出し、承認されたとき。
- (3) 死亡、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 特別な理由なく、会費を1年以上納付しなかったとき。
- (5) 公序良俗に反する行為、他の会員に著しい迷惑を及ぼす行為等により、会員にふさわしくないと会長が判断し、退会を命じたとき。

<会費>

第9条 会員は、会員が属する世帯、事業者等又は所有者（以下「会員世帯」という。）ごとに、別表に掲げる会費を納めなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、これを免除することができる。

第3章 役員等

<理事の名称及び員数>

第10条

- 1 本会に以下の理事をおく。
 - (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 2人
 - (3) 会計 1人
 - (4) 事務局長 1人
- 2 会長、副会長、会計、事務局長、部長、副部長を役員と称する。

<役員の仕事>

第 11 条

- 1 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。
- 2 副会長は、第 22 条に定める部会の職務を監督するとともに、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。
- 3 会計は、本会の運営に関する会計上の事務を処理し、帳簿類の記録及び証書類を整理し、保管する。
- 4 事務局長は、本会の会計に関する業務処理以外の総合調整的な業務を行う。

<役員を選出>

第 12 条

- 1 本会の会長は、第 21 条に定める推薦委員会が会員の中からその候補者を推薦し、総会の議決を経て決定する。
- 2 本会の副会長、会計、事務局長は、会長が会員の中から指名し、総会にて承認を得るものとする。

<役員の仕事>

第 13 条

- 1 役員の仕事は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、会長の再任は 2 回までとする。
- 2 任期中に役員が欠けたときは、運営委員会の承認を得て、会長が指名する。その任期中は前任者の残任期間とする。

<相談役>

第 14 条 本会の運営に必要がある場合、会長は理事会の承認を得て、相談役を置くことができる。

第 4 章 会 議

<会議>

第 15 条 本会の会議は、総会、理事会、役員会、評議委員会、推薦委員会、部会、及び隣組会とする。

<総会>

第 16 条

- 1 総会は、本会の最高議決機関で、全会員世帯をもって構成する。
- 2 定期総会は、第 25 条第 4 項に定める会計期間終了後、1 ヶ月以内に開催する。
- 3 会長は運営委員会の承認を得て、臨時総会を招集することができる。ただし、隣組長数の 4 分の 1 以上から要求があった場合、会長は臨時総会を開催しなければならない。

- 4 総会は、全会員世帯の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した会員世帯は出席とみなす。
- 5 総会の表決権は、会員世帯ごとに1票とする。
- 6 総会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

<総会の議決事項>

第17条 総会は以下の事項を議決する。

- (1) 規約の改正に関する事項。
- (2) 会長の任免に関する事項。
- (3) 事業計画及び収支予算に関する事項。
- (4) 事業報告及び収支決算に関する事項。
- (5) その他本会の運営に関する事項で、役員会において総会の議決を要すると認めた事項

<理事会>

第18条

- 1 理事会は会長が招集し、役員会に図る事項のほか、本会の運営に関する事項について審議、決定する。
- 2 理事会は、第10条の理事をもって構成する。

<運営委員会>

第19条

- 1 役員会は会長が招集し、総会に諮る事項のほか、評議委員から報告のあった役員報酬、及び本会の運営に関する事項ならびに諸規定の改廃について審議し、決定する。
- 2 役員会は、役員をもって構成する。

<評議委員会>

第20条

- 1 評議委員会は委員長が招集し、本会の役員、部会の部長及び副部長並びに隣組長（以下「役員等」という。）の報酬について審議し、その結果を運営委員会に報告しなければならない。
- 2 評議委員会の委員（以下「評議委員」という。）は、会員の中より選出し、その定数は3名とし、任期は2年とする。再任は妨げないものとする。但し、第10条の当該年度の役員は除く。
- 3 評議委員会に委員長を置き、評議委員の互選により選出する。

<推薦委員会>

第21条

- 1 推薦委員会は委員長が招集し、本会の会長及び会計監査の候補者を選考し、総会においてこれらを推薦する。
- 2 推薦委員会の委員（以下「推薦委員」という。）は、地縁関係団体に所属する会員、会員の民生委員、隣組長及び各部長から選出し、その定数は14人とし、任期は1年とする。
- 3 推薦委員会に委員長を置き、推薦委員の互選により選出する。
- 4 推薦に関する方法については、天神山自治会推薦委員会規程に定める。

<部会>

第22条

- 1 部会は次のとおりとする。
 - (1) 広報部（自治会、事業関連を含む）
 - (2) 安全・防災部（防犯、及び災害などへの安全対策）
 - (3) 環境部（環境保全、推進など）
 - (4) 福祉部（福祉推進委員会事業、高齢者、就学前子供対策など）
 - (5) 子ども部（育成会、子ども会、未加入者対象事業など）
 - (6) 事業部（体育、レクリエーション、文化振興に関する事業など）
- 2 部会は部長が招集し、理事会に諮る事項のほか、部会の事業に関する事項について審議し、決定する。
- 3 部会の部長及び副部長は、会長が指名した者をもって充てる。
- 4 部会の職務等は、実施規程に定める

<隣組会>

第23条

- 1 隣組会は隣組長が招集し、隣組費の額の決定、変更及び徴収方法並びに隣組の運営に関する事項等について審議し、決定する。
- 2 隣組会は、隣組に所属する会員をもって構成する。
- 3 隣組長は、隣組に所属する会員の互選によって選出するものとし、その任期は1年とする。
- 4 隣組長の職務、隣組の区域については、実施規程に定める。

第5章 報 酬

<報酬>

第24条 役員等の報酬は、天神山自治会役員等報酬規定に定める。

第6章 会計及び会計監査

<会計>

第 25 条

- 1 本会の会計は、一般会計及び特別会計とする。
- 2 一般会計は、会費、本会の事業による収入その他の収入をもって充て、総会において議決された範囲に支弁する。
- 3 特別会計は、別に定める特別会計規程により執行する。
- 4 会計の期間は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

<会計監査>

第 26 条

- 1 本会に会計監査を置き、その定数は 2 名とする。
- 2 会計監査の任期は 2 年とし、再任は妨げない。
- 3 会計監査は、推薦委員会が会員の中から候補者を選考し、総会の承認を経て決定する。
- 4 会計監査は、会計上の手続き及び執行状況を監査し、その結果を総会において報告する。

第 7 章 規約の改正

<改正>

第 27 条 本会の規約は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により、改正することができる。

第 8 章 諸規程

<諸規定>

第 28 条 本会の諸規程は、役員会が別に定める。

附則 この規約は平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

この規約は平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

この規約は平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

この規約は平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

この規約は平成 30 年 4 月 1 日から実施する。